

令和2年10月5日

## 嘉徳集落の海岸防護（海岸法第一条）についての基本的な考え方

### 津波 → 鹿児島県は、背後地標高の見直しが必要である

鹿児島県は、嘉徳の問題がおきる1ヶ月前に大きく誤った背後地標高で津波浸水想定を実施。（平成26年9月策定）

その後、鹿児島県は、平成27年9月に集落の測量を実施しており、津波浸水想定はこの測量に基づく見直しが必要である。

### 高潮 → 鹿児島県は、最近、高潮浸水想定を見直しており、設計潮位はこれに基づく必要がある

海岸保全施設の設置については、高潮浸水想定に基づく必要がある。（高潮浸水想定基本方針検討業務委託, 令和元年10月発注）。

奄美潮位観測所においては既往最高潮位が T.P. +2.4m のところ、既計画護岸の設計潮位は T.P. +1.6m と 0.8m も過小で、防護上、見直しが必要であること。（九州・奄美の検潮所での海面水位上昇は、鹿児島県調べで1985（昭和60）～2016（平成28）年の31年間に0.08～0.13m。この値の8～10倍）

### 波浪（侵食）→ 鹿児島県は、嘉徳海岸侵食対策（平成30年3月）において、長期的な侵食にはないと明記しており、本来侵食対策は必要ない。一方、墓所の問題に対応するために海側に突出した施設を設置する場合、海浜地形に及ぼす影響が大きく、施設の有無による地形変化予測は、必要不可欠である

海岸工学の常識から、嘉徳浜においては継続的侵食は考えられない。

集落の方々には、台風時にお骨を避難させるなど不便をかけているが、未だかつて墓所に被害はない。（墓所前砂丘の法面保護問題）

一方、海側に突出した施設（既計画護岸など）を設置すると必ず、海岸防護上の問題（周辺地形を傷つけて、墓所以外の集落の人々の人命財産を危険に晒すこと）を起こす。このため海岸保全施設は、当該施設の有無による地形変化の予測に基づき、検討される必要がある。

また、既計画護岸を設置しても、大きな台風時に、墓所（砂丘最前線）のお骨を避難させる必要は同じである。

墓所の法面保護については、緊急度は小さく、まずは人命財産に直結する地形変化予測を行い、そのあとに鹿児島県として何ができるのかを検討するのがよい。